

米子市弓浜コミュニティ広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、米子市弓浜コミュニティ広場の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の福祉及び健康の増進を図るため、米子市弓浜コミュニティ広場を次のとおり設置する。

| 名称 | 位置 |
|---------------|---------------|
| 米子市弓浜コミュニティ広場 | 米子市大篠津町1433番地 |

(使用時間及び休場日)

第3条 米子市弓浜コミュニティ広場（以下単に「広場」という。）を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）及び広場を使用することができない日（以下「休場日」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

(使用許可)

第4条 広場（広場に附属する設備（以下「附属設備」という。）及び広場に備付けの器具（以下「備付器具」という。）を含む。第6条及び第16条第1項を除き、以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、同項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項及び前項（第16条第2項において準用する場合を含む。）、第6条並びに第16条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可等の禁止)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 広場を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理運営上支障があると認められるとき。

(特別設備等の制限)

第6条 第4条第1項若しくは第16条第1項ただし書の許可を受けた者又は広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、広場（附属設備を含む。）に特別の設備をし、若しくは附属設備に変更を加え、又は広場に備付器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的のために広場を使用し若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可等の取消し等)

第8条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、広場の使用若しくは利用を制限し若しくは停止し、広場への入場を拒否し、又は広場からの退場を命ずることができる。

- (1) 第4条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第9条 広場の使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、前条に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、第4条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他これらに類するものが使用するとき、及び市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により広場を使用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者及び利用者は、広場の使用又は利用を終えたときは、直ちに、広場を原状に回復しなければならない。第8条第2項の規定により使用許可等を取り消され、広場の使用若しくは利用を停止され、又は広場からの退場を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者及び利用者は、広場を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第15条 使用者及び利用者は、広場の使用及び利用に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(行為の制限)

第16条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売その他営業行為

(2) 寄附の募集

(3) 宣伝

(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置

(5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(指定管理者による管理)

第17条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、広場の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 広場の維持管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、広場の管理に関する業務のうち、市長に専属する権限に基づく事務を除くもの

(指定管理者による使用時間及び休場日の変更)

第18条 指定管理者は、市長の承認を受けて、別表第1に規定する使用時間及び休場日を変更することができる。

(指定管理者による使用許可等)

第19条 指定管理者は、その業務として使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第4条から第6条まで、第8条及び第16条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第18条関係）

| 施設 | 使用時間 | 休場日 |
|---------|--|---------------------|
| 第1多目的広場 | 5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、 1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで | 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 第2多目的広場 | 日の出から日没まで | |

別表第2（第9条関係）

| 使用の区分 | | 金額 | |
|-------|----------|--------|--------|
| 専用使用 | 小学生及び中学生 | 1時間につき | 810円 |
| | 一般 | 1時間につき | 1,620円 |
| 部分使用 | 小学生及び中学生 | 1時間につき | 270円 |
| | 一般 | 1時間につき | 540円 |

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 専用使用 第1多目的広場を一括して使用することをいう。
 - 部分使用 第1多目的広場を3分して、そのいずれかを使用することをいう。
 - 小学生 小学校及び特別支援学校の小学部の児童をいう。
 - 中学生 中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒をいう。
 - 一般 満15歳以上の者であって、中学生でないものをいう。
- 附属設備及び備付器具の使用料の額は、種類及び単位ごとに1回（第1多目的広場を使用する日ごとの第1多目的広場の使用の開始から使用の終了までをいう。）につき10,800円の範囲内において規則で定める。
- 第1多目的広場を使用する日ごとの第1多目的広場を使用する時間（以下「使用日ごとの使用時間」という。）が1時間未満であるときのその使用日ごとの使用時間及び使用日ごとの使用時間に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間とする。
- 使用日ごとの使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

米子市弓浜コミュニティ広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市弓浜コミュニティ広場条例(平成27年米子市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第4条第1項若しくは第2項(条例第16条第2項において準用する場合を含む。)、第6条又は第16条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)を受けようとする者は、弓浜コミュニティ広場使用(変更)許可申請書(別記様式第1号)、弓浜コミュニティ広場特別設備等(変更)許可申請書(別記様式第2号)又は弓浜コミュニティ広場内制限行為(変更)許可申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

(許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可等をしたときは、弓浜コミュニティ広場使用(変更)許可書(別記様式第1号。以下「使用許可書」という。)、弓浜コミュニティ広場特別設備等(変更)許可書(別記様式第2号)又は弓浜コミュニティ広場内制限行為(変更)許可書(別記様式第3号)を申請者に交付する。

(使用等の取消しの届出)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、弓浜コミュニティ広場使用(特別設備等)取消届出書(別記様式第4号)又は弓浜コミュニティ広場内制限行為取消届出書(別記様式第5号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

(附属設備及び備付器具の使用料)

第5条 条例別表第2の備考第2項の規定により規則で定める附属設備及び備付器具(以下この条において「設備等」という。)の使用料の額は、当該設備等の使用1回(同項に規定する1回をいう。)ごとに、別表に定めるところにより算出した当該設備等に係る総金額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額)とする。

(使用料の減免の申請)

第6条 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、弓浜コミュニティ広場使用料減免申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、弓浜コミュニティ広場使用料還付申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、使用許可書を添付しなければならない。

(遵守事項)

第8条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例及びこの規則に違反しないこと。
- (2) 市長が条例第4条第3項の規定により付けた条件に違反しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけること。
- (4) 米子市弓浜コミュニティ広場の施設、設備又は器具(以下この条において「広場の施設等」という。)を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 使用許可等を受けた広場の施設等以外の広場の施設等を使用しないこと。
- (6) 壁、柱等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 火気を使用しないこと。
- (8) 所定の場所以外の場所に入りしないこと。
- (9) 市長の指定する者の指示に従うこと。
- (10) 広場の施設等の使用又は利用を終えたときは、使用し、又は利用した場所を清掃し、当該広

場の施設等を整理整頓として直ちに原状に回復すること。

(11) 広場の施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 種類 | 単位 | 金額 |
|---------------|-----|------|
| テント（3 m×4.5m） | 1 張 | 300円 |
| テント（3 m×3 m） | 1 張 | 200円 |
| ベンチ | 1 台 | 50円 |

別記

様式第1号（第2条、第3条関係）

| | | | | | |
|--|--|----|--|----|---------|
| 米子市弓浜コミュニティー広場使用（変更）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> | | | | | |
| 米子市長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申請者 団体の名称 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号 ） </div> | | | | | |
| 次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の使用の（変更）許可を申請します。 | | | | | |
| 使用の目的 （行事の名称） | | | | | |
| 使用する日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで | | | | |
| 使用する場所 | | | | | |
| 利用予定人員 | 人 | | | | |
| 使用する 附属設備及び 備付器具 | | | | | |
| 使用責任者 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">（電話番号 ）</td> </tr> </table> | 住所 | | 氏名 | （電話番号 ） |
| 住所 | | | | | |
| 氏名 | （電話番号 ） | | | | |
| 米子市弓浜コミュニティー広場使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（の変更）を許可します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">米子市長 印</div> | | | | | |
| 許可条件 | | | | | |
| 使用料 | 円 | | | | |
| 〔教示文記載〕 | | | | | |

様式第2号（第2条、第3条関係）

| | |
|--|--|
| <p>米子市弓浜コミュニティー広場特別設備等（変更）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 団体の名称 住所又は所在地 代表者氏名 (電話番号)</p> <p>次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の特別設備等の（変更）許可を申請します。</p> | |
| 使用の目的 (行事の名称) | |
| 使用する日時 | <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで</p> |
| 使用する場所 | |
| 特別の設備・ 設備の変更・ 器具の持込み の 内 容 | |
| <p>米子市弓浜コミュニティー広場特別設備等（変更）許可書</p> <p>上記の申請について、特別設備等（の変更）を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市長 印</p> | |
| 許可条件 | |
| <p>〔教示文記載〕</p> | |

様式第3号（第2条、第3条関係）

| | |
|--|--|
| 米子市弓浜コミュニティー広場内制限行為（変更）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> | |
| 米子市長 | 様 |
| 申請者 団体の名称 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号） | |
| 次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場内における制限行為の（変更）許可を申請します。 | |
| 行為の種別 (行事の名称) | |
| 行為の目的 | |
| 行為の内容 | |
| 行為の日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで |
| 行為の場所 | |
| 使用する 附属設備及び 備付器具 | |
| 行為の責任者 | 住所 <hr/> 氏名 (電話番号) |
| 米子市弓浜コミュニティー広場内制限行為（変更）許可書 上記の申請について、制限行為（の変更）を許可します。 年 月 日 米子市長 印 | |
| 許可条件 | |
| 使用料 | 円 |
| 〔教示文記載〕 | |

様式第4号（第4条関係）

| | |
|--|--|
| <p>米子市弓浜コミュニティー広場使用（特別設備等）取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 団体の名称 住所又は所在地 代表者氏名 (電話番号)</p> <p>次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の使用（特別設備等）を取り消したいので、届け出ます。</p> | |
| 使用の目的 (行事の名称) | |
| 使用を取り消す日 時 | 年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで |
| 使用を取り消す場 所 | |
| 使用を取り消す理 由 | |
| 使用を取り消す特別設備等の内 容 | |

様式第5号（第4条関係）

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|-------|---|-------|---|-----|---|---|---|-------|---|-----|
| <p>米子市弓浜コミュニティー広場内制限行為取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 団体の名称 住所又は所在地 代表者氏名 (電話番号)</p> <p>次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場内における制限行為を取り消したいので、届け出ます。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 行為の種別 (行事の名称) | | | | | | | | | | | | | |
| 行為を取り消す日 時 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分まで</td> </tr> </table> | 年 | 月 | 日 | 午前・午後 | 時 | 分から | 年 | 月 | 日 | 午前・午後 | 時 | 分まで |
| 年 | 月 | 日 | 午前・午後 | 時 | 分から | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | 午前・午後 | 時 | 分まで | | | | | | | | |
| 行為を取り消す場所 | | | | | | | | | | | | | |
| 行為を取り消す理由 | | | | | | | | | | | | | |
| 取り消す行為の内容 | | | | | | | | | | | | | |

様式第6号（第6条関係）

| | | | |
|------------------------------------|----------------|----------------|------------------------|
| 米子市弓浜コミュニティー広場使用料減免申請書 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 米子市長 | | 様 | |
| 申請者 | | | |
| 団体の名称 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号 | | | |
| ㊟ | | | |
| 次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の使用料の減免を申請します。 | | | |
| 使用の目的 (行事の名称) | | | |
| 使用する日時 | 年 月 日 年 月 日 | 午前・午後 午前・午後 | 時 分 時 分 から まで |
| 減免を申請する理由 | | | |
| 決定欄 | (減免決定理由) | 使用料 | 円 |
| | | 減免額 | 円 |
| | | 差引使用料 | 円 |
| | | 減免年月日 | 年 月 日 |

様式第7号（第7条関係）

| | | | |
|------------------------------------|----------|---|----------------|
| 米子市弓浜コミュニティー広場使用料還付申請書 | | | |
| | | 年 月 日 | |
| 米子市長 | | 様 | |
| | | 団体の名称 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号 ⑩ ） | |
| 申請者 | | | |
| 次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の使用料の還付を申請します。 | | | |
| 使用の目的 （行事の名称） | | | |
| 使用する日時 | 年 月 日 | 午前・午後 | 時 分から 時 分まで |
| | 年 月 日 | 午前・午後 | 時 分まで |
| 還付を申請する理由 | | | |
| 決 定 欄 | （還付決定理由） | 既納使用料 | 円 |
| | | 還 付 額 | 円 |
| | | 差引使用料 | 円 |
| | | 還付年月日 | 年 月 日 |